

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成26年9月29日（月）11:30～12:15

2 場所 永田町合同庁舎8階C会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

朝川 知昭 雇用均等・児童家庭局保育課長

竹野 佑喜 雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

山本 大作 雇用均等・児童家庭局保育課保育士対策係長

<事務局>

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 保育士配置基準の緩和及び都道府県限定保育士（仮）の創設

3 閉会

○宇野参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループを開催したいと思います。

保育士等の配置基準ということで、株式会社ポピングスから色々な提案をいただいておりますので、お手元に提案書について配付されていると思いますが、それに基づきまして厚生労働省の現行制度の考え方などを御説明いただき、御議論いただくことにしたいと思います。

本日、ワーキンググループは基本的に公開になっておりますが、公開という取扱いでよろしいでしょうか。始め10分程度簡潔に御説明いただき、議論に入るという形でお願いしたいと思います。

それでは、座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 今日はお忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございました。

この間、成長戦略で1年に2回の試験をやることができるなどをきちんと知らせることができましたし、それに絡んだ具体策の提案がありましたので、いずれは区域会議で議論されることになると思いますので、前もってということでこれについて御説明をお願いし

たいと思います。よろしくお願ひいたします。

○朝川課長 厚生労働省の保育課長でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、横紙カラーで置いていただいている紙のクリップを外していただいて、一番下になっています紙を御覧いただければと思います。「国家戦略特区における保育士・保育所制度に関する提案に対する考え方」という紙です。

上はポピングスに御提案いただいている内容ですけれども、二つ御提案をいただきておりますて、保育士の代わりに、それ以外の専門職で置き換えることができるようになりますというのが一つ目。二つ目は、保育所の試験について独自に都道府県がやった合格者にその都道府県限定の資格を付与することにしたらどうかという御提案でございます。

考え方ですけれども、まず上の点につきましてですが、一つ目の保育所の最低基準についてですけれども、この最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市に定めていただいているおりまして、最低基準というのは言葉のとおり最低の基準でございまして、子どもの健康、安全、発達に直接影響する事項ということで、従うべき基準ということで定めさせていただいております。

二つ目の○ですけれども、従うべき基準の内容が1枚目に置いてあった黄色と青の紙ですが、この点線箱囲みの中にありますとおり、保育士、要するに職員については基本的に保育士でということになっておりまして、これは年齢ごとに配置基準が定まっております。今回、ポピングスの提案は3～5歳のところについてという提案のように伺えますけれども、3歳児であれば20対1、4～5歳児であれば30対1という配置になっております。その部分について御提案をいただいているということでございます。

先ほどの紙に戻って二つ目の○ですけれども、保育士以外の者の配置基準への算入についてですが、保育士という資格制度を設けて、その配置を求めておりますが、それは一つには子どもの発達を支援するという役割。二つ目は、健康や安全を確保するという役割。三つ目は、保護者への相談支援を行う。こういう専門職として資格をとった者として位置付けております。

保育について専門的な知識、技術を有する資格でない者に配置基準を緩和するということは、子どもに直接関わる職種でございますので、質の確保という観点から難しいと私どもは考えております。

なお、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得につきましては、履修科目あるいは試験科目を軽減する特例を設けるとともに、受講費支援を行っておりますので、そんなに難しくなく、保育士資格をとることができるという形にさせていただいております。

それは上から3枚目に置いてある、少しカラーのいろんな色がある紙で、頭に「保育士資格取得の特例について」と書いてある紙でございますけれども、保育士になるためには、養成施設を卒業されるというルートと、保育士試験に合格するというルートの二つのルートがあるわけですが、幼稚園教諭の方について特例を設けており、主なところでいきますと、下の方で真ん中のところです。赤い点線箱囲みをしてあるところですが、通常であれ

ば所定科目の34単位履修で筆記試験免除としておるのですが、これを今、特例を講じておりますと、実務経験があれば所定科目8科目を履修して筆記試験を免除する。そういうような特例を置いているところでございます。

以上が1つ目の論点について簡単な御説明ですけれども、引き続きまして二つ目の保育士試験の2回実施の関係でございますが、最初に見ていただいた紙の最後の〇です。特区における保育士試験2回実施についてでございます。国家戦略特区に限定しました保育士試験の年2回実施につきましては、先ほど御指摘いただきましたとおり、日本再興戦略において、国家戦略特区の区域を含む都道府県において年2回行うことについて検討するということで、現在、それを関係都府県に要請しているところでございます。現時点の状況では、都道府県から正式な返事が来ているということはございません。しかし、今、要請を行っておりますので、この検討状況を厚生労働省としては見守りたいと考えておるところでございます。

ちなみに参考資料としまして、上から2枚目に縦紙で保育士の資格取得方法についての紙を用意させていただいておりますと、最後2枚は再興戦略の抜粋と、私どものほうから関係都府県に対しまして、要請をした文書を付けさせていただいております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

まず今、都道府県が検討している状況を待っているところだとおっしゃったのですが、これはまさにそこにこういう2番目のものができるかどうかということが大きく影響していると思うのです。

一つの心配は、独自にやると、試験問題は今の制度でももちろん独自に作っていいと思うのですけれども、そうすると他府県からたくさん受けに来る。だからここで書いてあるポピングの要請では、基本的には資格は全く保育士と同じなのだけれども、効力をその都道府県だけで適用できるようなものにしようというものです。質を下げようということではありません。

○朝川課長 地域限定にするというところについては、保育士資格の試験のことも含めて法律上、書いてありますと、保育士について国の制度としての保育士という仕組みになっていますので、その資格をとったときに効力を限定するということは想定したものになってしまいません。ですので、その試験の受かったときの効力を限定するというのは難しいのではないかと私どもは考えているのです。外から入ってくる問題については、東京都がもしお考えになっているのであれば、東京都とよく我々も相談してみなければいけないと思いますが、例えば近隣の県も保育士不足に悩んでいるはずなので、一緒に試験をやっていただくとか、何かそういう方法を考えられたほうがいいのではないか。この提案を受けたばかりですけれども、そういうふうに感じるところでございます。

○八田座長 その方法もあるでしょうが、一つそれぞれの都道府県が協定を結ぶ方法もあります。割と迅速に試験もできるので、全国の足りないところから殺到するのは避けよう

ということが目的ならば、非常に合理的な解決方法ではないかと思うのです。それなしではなかなか2回というのが実際的に難しいのではないかと思うのです。これによって失われるものはほとんどないのでしょうか。

○朝川課長 失われるものというか、確かに質のところはあるかもしれませんけれども、受かった人からしてみると、一定レベルの保育士試験に受かったのに、何で私は住所を移転したときに働けないのかという問題になりますので、保育士試験を受かれば、それは保育士ということになるわけです。保育士ということになると、法律上それは別に地域限定される仕組みになつてないので、そこがちょっと難しいところだと思います。実質的に同じような効果を果たせばいいのではないかと思いますので、それは共通して悩まれている近隣都府県と一緒に考えていただくとか、そういう方策のほうが私は良いのではないかと思います。

○八田座長 それもいいと思います。

○朝川課長 ただ、地域限定とするのは難しいと思います。

○八田座長 そこが難しいことの根拠があまりよく分からなくて、例えば全国で通用するというものなら夏にもう一回受け直したらいいでしょう。そうしたら夏でいつでもどこでも行きます。でもとりあえず、その都道府県の中で働くようにするには、この資格でいきましょう。そういうことにすると早いではないですか。

○朝川課長 一応、その保育士試験という制度は法律上に書いてありますし、都道府県が実施すると書いてあるわけですけれども、その試験に受かれば保育士になるということなので、保育士については地域限定するということが法律上、想定されておりません。

○八田座長 今度それを法律上で想定しましょうよということです。

○朝川課長 それは、名前は似ているけれども、別の制度が作られているということだと思います。保育士と言えば児童福祉法上、想定していますのは、全国に流通する効力を持つっている保育士ですので、そこに地域限定をかけるということになると、それは保育士と言いながらも実は保育士でないという制度になってくると思うのです。

○八田座長 とにかく特区の中ではできるだけ早くするためにこういう手段を通じますけれども、試験もちゃんと保育士のものだし、これはありとあらゆる意味において元来の保育士なのです。ただし、試験を冬もやるためににはこういうことが役に立つでしょうということです。ですから、もちろん夏に改めて受けたい人はそれを受けてもいいです。それから、将来的にこれを色々な都道府県がやるようになったら、その段階でまた考えていいだろうと思いますけれども、とにかく急いだほうがいいと思うのです。本当に不足しているわけですから。私は言い過ぎかもしれないから。

○原委員 全くそのとおりで、おっしゃっていることは現行法では国全体の資格として位置付けられているので難しいですということをおっしゃっているのだと思うのですが、だからこそ国家戦略特区の提案という話になっているわけでして、特区の中で特例的な実験としてやってみてはいかがでしょうかということだと思います。2回目の試験を受ける人

については、その地域の中でしか働けないということを御認識の上でその試験を受けられるわけなので、別にそれで何かお困りになるということではないと思います。

それから、これはもしさういうことをやって各都道府県単位で2回やるというところが広がっていけば、例えば県同士で相互に互換できるようにするとか、そういう形で広げていくということが十分可能だと思いますので、まずはこれをやってみて第一歩を広げないことには、今の状況では2回目の試験はどこもやられませんよということになってしまふのではないかということだと思います。

○朝川課長 私どもとしては、保育士試験は別に法律上1回に限っているわけではなくて、都道府県が2回実施していただけるのであれば、それは可能ですということで要請を申し上げておりますので、そこを端からそれではすぐできないですという結論にはならないと思っています。まずは全国流通のものを受けられるのに、保育士の方もせっかく試験を受けて、受かったときに地域限定の資格ですということだと、それは本人にとってあまり好ましいことではないと思いますので、そこは普通の保育士試験として実施していただくのがまず筋ではないかと思います。

○原委員 自治体でどこからでも、どこで働くのでも受けに来ていただいていいですよということやつていただける県が出てくるのかもしれません。それは別に排除するつもりはないのですが、ただ、現実的にそれで進むかというと、おそらくまず特区の中でこういった仕組みを作らないとなかなか進まないのではないかというのがこの御提案で、これは大変合理的なことだと思うのです。

○八田座長 冬にこういう制度を作るかと言って、必ずしもこれでやらなければいけないということではないですよ。だけれども、都道府県が望むならばこういう手段もあります。できるだけオプションを増やしてあげましょうということです。

○原委員 これをやってお困りになる理由がよく分からないです。

○朝川課長 保育士とは言いながら東京都限定の保育士ということになると、それは想定している保育士とは違うものなので、一見、何か類似のことをやっているのかもしれませんけれども、何で東京限定なんだという話にどうしてもなってくると思うのです。

○八田座長 今は冬に試験がないために諦めている保育士になれない人がいっぱいいるわけだから、そこに救済の手を差し伸べましょうということです。2回やろうということは。そうすると自治体が2回やることが非常にコストがかかるのならば、コストをなるべく軽減してあげる手段を考えましょうということです。

○朝川課長 その趣旨は私も理解しているつもりですけれども、同じことをやるのであれば、それは東京に限らず埼玉だって神奈川だって保育士不足で悩まれている県は共通にあるはずなので、そこで一緒に考えるという、そんなに遠くから受けに来ることは基本的にないはずなので、それは近隣県で一緒に考えるほうが先ではないかと思うのです。

○八田座長 それもある。だけれども、これもやりましょうよ。

○朝川課長 まずそちらの検討をしていただくのが先だと思います。

○八田座長 急いでいるのです。そんなに悠長なことを言っていられないでしょう。しかも今、女性を労働市場に参加させようと思って政府が一生懸命なのだから、ありとあらゆる考えられる手を打つべきではないですか。

○朝川課長 ですので我々も色々な手を打ってきておりますし、保育士試験以外にも色々保育士確保方策はやってきておりますが、先ほど申し上げた幼稚園教諭を持っていらっしゃる方が試験を受けやすくするようにというのも一つですし、色々なことをやってきているわけです。今回の試験2回についても、国家戦略特区の枠組みで議論をしていただいた結果を踏まえて通知もさせていただいておりますので、まずはそちらの道を考えていただいて、その反応もない段階から次のさらなることを考えるというのは順序として違うのではないかと思います。

○八田座長 順番としてこうでなければ反応する側が考えるオプションが少な過ぎる。要するに今、検討しているのだからできるだけ早く、こういうオプションもありますよということを示すべきではないかというわけです。

○朝川課長 ポピングスはそういう提案をされていますけれども、私どもは東京都とかそれ以外のところからも、こういう具体的な相談を受けているわけではありませんので、まずは2回をなぜ今の枠組みでできないのかというものがないと、我々としてもさらに次の提案という話にはなかなか進めないというところです。

○原委員 確かにこの仕組みを使って何らかの都道府県限定という形でやりたいという都道府県があったほうが、厚生労働省として検討の土俵に乗りやすいのだろうなというのは理解するのですが、あと、お伺いしたいのは7月にこの要請を出されて、その後、どんな御反応なのでしょうか。

○朝川課長 正式な反応は一つもないという状況です。保育士の資格の仕組みがどうですかという相談が一つ、二つあったところです。

○原委員 これはそれこそ安倍内閣の最優先課題の一つとしてこの問題に取り組んでいる中で、やはり何箇月かたってないです。まだしばらく待ちますということでいいのかということだと思うのです。

もう一つ、切り口を変えてお伺いしたいのは、試験を都道府県で実施して、今このポピングスが提案されているような形ではない区域、場所限定の資格という形には法制度上は位置付けないとして、都道府県が資格をとった人とのお約束としてそこで必ず働いてくださいということは、何か方策としてはあり得るのでしょうか。

○朝川課長 それは先ほどその手の話ができないかを考えて見ていましたのですけれども、例えば医者の世界では医学部に行くときに修学資金を貸し付けて、そのときの条件で地域限定の働き方みたいなことを既にやられているので、似たようなことができるのかなと今、頭の中で考えていましたけれども、それは修学資金を貸して、返したらその条件が効かなくなるので、似たようなことをこの試験で引き直して考えてみると、試験の費用を出すとして、その際条件などを課すことを都道府県が付けられるというはあるかもしれないで

ですが、返してしまうとその効力はすぐなくなってしまうので、あまり意味がないかなと。実効性の問題で難しいかなと先ほどちょっとと思っていたところです。

○原委員 また実効性があまりないですし、仮に何かごく短期間であるとは言え、何らかのお約束をする期間があったとして、これは破られてしまうと何らかの担保措置というのはあまりないですか。

○朝川課長 そうですね。頭の整理がよくできていませんが、破られてしまうとそれこそ確かに担保措置はないような気がしますが、もう一つ、これも先ほど考えていただけなので頭の中が整理できていませんけれども、試験を受ける条件、要するに試験の募集をするときに東京都内の方に限りますといった、そういうものがあるかなと思うのですが、それも先ほど考えていたところなのでよく分かりません。

○八田座長 それはやろうと思ったら法制的に今は問題がありますか。都道府県が勝手にそういう条件を付けるというものは。

○朝川課長 先ほど考えただけなのでよく考えなければダメですが、それも担保できるかという問題が別途あると思うのです。そういう条件で試験を受けられた方で合格をされて、その後、1～2年して埼玉県で勤めたいといったときに止められるのかどうか。

○八田座長 それはしょうがないですね。そちらの場合はしょうがない。これだと止められるけれども、それはしょうがないですね。だから多少時間とお金はかかるけれども、寄留して東京で受けるということになって数を減らすということなのでしょうね。東京と言ってしまったけれども、東京でなくてもどこでもいいです。

○原委員 必ずしもポピングズの御提案どおりでなくとも、何らかの形で都道府県がインセンティブを持って、自分たちのところで試験が2回目もできるようにということが実現できればいいと思うのですが、今お伺いしている範囲でそこは必ずしも実効性ができるのかなということなので、もし実効性が保てないのであれば、きっちりと区域限定の資格というものを特区で特例的に作ってみるとすることをやってもいいのではないかと思うのですが、その可能性があるのかも含めて御検討いただけますか。

○八田座長 自治体にも住所でもつていけるかどうかというのは、私どもも聞いてみたいと思います。

それから、上のあれですね。頂いた文書には保育所に配置する職員と書いてあるけれども、これは認可保育所ですね。

○朝川課長 はい。

○八田座長 その場合に、まさに幼稚園の先生が試験を年に2回受けられないということもあるわけですけれども、小学校の先生とか、他の色々な専門家とか幼児教育の専門家とか、そういう人を入れることでむしろ多様性ができていい保育サービスが提供できると言うのです。これは非常に特区向きの制度ではないかと思うのです。認可保育園に対して全国でいきなり100%保育士というものをやめるわけにはいかないけれども、最も足りないところでもって、かえっていい。こちらのほうが経験上いいんだと言われている仕組みを取

り入れるというのは、非常に特区向けなのではないかと思うのです。

○朝川課長 ここの議論は今の試験2回の話と違って実害のある議論なので、ここは基本的には難しいとしか言いようがないのですが、配置基準のプラスアルファで配置していくだく分には構いませんのですけれども、最低基準の範囲内ですと、例えば保育所でどういう人員配置が行われるかというと、3歳、4歳、5歳にそれぞれ1クラスずつ普通は作られているわけですけれども、そこの保育士が1人違う人ということになりますので、そうすると保育士でない人が教えることになりますので、それは実害が出てきますので、そこは難しいと思います。

○八田座長 認証保育園でやっているようなことですね。

○朝川課長 それは認可外の仕組みとしてやられているということですので、私どもは認可保育所としては幼児教育をしっかりやっていただく施設として、その教育をしっかり受けてきた資格の人が配置されていないと、やはりダメだと思いますので、そこはプラスアルファで置いていただくということではないかと思うのです。

幼稚園教諭については、先ほど申し上げたように保育士になりやすいような環境をつくりつつありますので、そういうことでお考えいただくしかないと思います。

○原委員 最低基準を満たしていない認証保育園の場合に、おっしゃるような教育がきちんととなされているないというのはどう説明されるのですか。

○朝川課長 それは学校に教員がいるというのと同じなのですけれども、幼稚園にも教諭がいるわけです。保育所にもそれに相当する保育士がいて、今回、来年から新しい制度が始まっていますが、例えば幼保連携型の認定こども園であれば、教諭と保育士両方の資格を持っている人というのが、国会で議決をされた法律でそういうことになっているわけでございます。

その心は、やはり幼児期の発達についてしっかり勉強してきていて、教える能力をしっかり身に着けた人が教えないとい、その質はちゃんと担保できないだろう。そういうことでそういうルールになっているわけですので、そうでない例えば美術について能力はあるかもしませんが、保育士としての勉強をされてきていない方が通常の保育に1人で入って子どもを教えるというのは質の低下を招くものである。それは認可保育所の基準としては認めがたいものであると思います。

○原委員 世の中に最低基準を満たしているものしかないですということであれば仕方がないのですが、現実にこれは東京都の場合に最低基準を満たしていない認証保育園というものがあるわけでして、実際に存在するわけですから、最低基準を満たしていないところで本当に質の担保ができていないのか。質の担保がそれだとできませんとおっしゃるのであれば、それは実例があるのでそれに基づいてちゃんと実証されるべきだと思います。

○朝川課長 これはこの国家戦略特区以外の場でも、ずっと長い歴史を持って議論が続けられてきている問題ですけれども、認証保育所というのは認可外の枠組みで今、行われてきるもので、我々の目からすれば、それはできるだけ認可になってほしいと思っている施

設でございますので、認証保育所があるから認可保育所でできるのではないかというのは、少し議論が逆さまになっていると思います。

○原委員 認可保育園になってほしいという希望の問題を聞いているのではなくて、実際にそういうサービスを提供されているところがあって、本当に質の担保がなされていないのですか、その確認はどうされているのでしょうかということなのですが。

○朝川課長 それは何を求めていらっしゃるのかということにもよりますけれども、他の制度でも、幼稚園でも小学校でも、それは一定の資格を持った人が教えるということで質の担保ができるわけです。それと同様に、保育所においてもその質の担保をするメルクマールとして、保育士という制度を設けているわけです。残念ながら、その保育士の資格を持っていない人が一定程度いる形として今、東京都では認証保育所というものがありますが、それは国の制度から見ますと認可外の保育施設として提供されているものですので、認可外があるから認可保育所の保育士でなければいけないというところの立証しなさいというのではなくて、少し議論がひっくり返っていると思います。

○原委員 そんなことはなくて、最低基準の根拠は何なのですかということをお伺いしているのだと思うのです。これは特区だけではなく、他の場でも散々議論されていると思いますけれども、規制を設けるには合理的な理由がないと規制はやってはいけないことなので、この最低基準を定めている理由は何なのでしょうか、根拠は何なのでしょうか。この最低基準を満たさなければ質が担保できませんとおっしゃるのであれば、それは合理的な理由がきちんと提示されるべきだと思うのです。

○朝川課長 それは要するに幼児期の発達をしっかりと支援したり、安全を確保したり、そういうことを勉強してなっていただくということで保育所の制度、保育士の制度が出来ていますので、それを勉強していない人ができることになったら、それは保育所の機能を果たさないということですので、それを果たすための制度として仕組んでいるということです。

○原委員 この最低基準の書かれている根拠を教えてください。

○朝川課長 繰り返しになりますけれども、根拠は法律上、認可保育所という仕組みがあり、そこに配置する人は保育士である。それは一定の勉強してきた人ですよと。そういうことで質の担保をしているわけで、それが保育士でなくてもいいですよとなれば、それは保育所の制度そのものを誰が担うのかというところがなくなってしまいます。そこを担保しているのが保育士制度ということですので、保育士の教育内容も専門家の皆様に検討していただいて、こういうことを勉強した人がいいですねということで資格制度が設けられていますので、それを満たしていない人が世の中にいるから、その人でもいいではないかというの議論が違うと思います。

○原委員 保育の制度を全面否定なんか全然していなくて、保育士がいていただいたらいいのです。当然必要なのです。それで保育士に混じってそれ以外の方もいて教育をすることでも、機能するのではないかという提案なのです。

○朝川課長 混じってもいいのですけれども、保育士がいて、プラスアルファで補助についているのだったら、我々は否定していませんので、それはあり得ると思います。配置基準以上に配置していただく人の資格を否定していませんので、それをやっていただければいいのであって、例えば1人英語の先生ということになってしまふと、例えば5歳児の配置のところに英語の先生が当たるということになってしまいますので、そこは保育士の資格を持っていない人がその5歳児を担当することになってしまふから、そこは問題であるという、そういうことを申し上げております。

○八田座長 東京福祉ナビゲーションによる第三者委員会が認可保育園と認証保育園の質の比較をやって、認証保育園のほうがサービスの質が上だという結果が出ています。

その主たる原因は、対応に柔軟性があるから父兄に非常に評判がよかつたということなのです。だから原委員が先ほどから聞いているのは、法律に書いてあるからということを聞いているのではなくて、法律を元々作ったけれども、その後、どういうこれの必要性、法律の妥当性についての検証を実証的に続けてきましたか。こういう第三者評価による比較のようなことを、どういうことをやってきましたか。そういうことだと思うのです。

○朝川課長 評価の枠組みは色々な切り口があつていいと思うのですけれども、最低基準で決めているのはストラクチャの部分の基本的なところを決めているわけです。第三者評価はそれ以外のことも含めて、色々な観点から選択がしやすいように評価をしましょうということですので、そういう評価がされて保護者が選択をしやすくなるということは、私はいいことだと思いますけれども、ストラクチャの基本的なところを決める、ここは保育所の制度そのものの肝のところですので、誰を配置するかというのはですね。

○八田座長 肝なんてでたらめですよ。だからまず実験して、新しい、もっとより良いとみんなが考えていることへ持っていきましょうよと言っているわけです。

○朝川課長 いやいや、そこは子どものこれから将来の育ちのところをみんなで質を上げてよくしていきましょうという議論を今、新しい制度の施行を控えてやっているところで、そのときに保育士資格を持っていない人でいいんですという議論は、到底ちょっと理解が我々にとっては得られないことであると思っています。

○八田座長 先ほどから原委員が言っておられるように、6割が保育士であればよい認証保育園というものがあり、そして、そこで実際に機能しており、それなりにいい評価を得ている。提案では、7割は保育士ということだから、今の認証保育園よりもより多くの比率の保育士を想定している。

認証保育士の場合には代替する4割の人の資格を厳しくは決めていませんが、ここは代替する3割の人を、発達心理学や児童心理学の修士とか、そういったレベルのかなりきつい要件をきちんと果たそうというわけです。したがって、現状の認可保育園よりは質の高いものになるのではないかと思います。

○朝川課長 例えば今回の新しい制度で認定こども園のことを議論するときに、幼保連携型という認定こども園の類型があるわけですけれども、その配置基準を議論していただき

ますと、それは一見、幼稚園教諭と保育士は似たような養成課程を経てきているわけですが、それでもそれぞれの免許をとってもらわないといけないんだ。それは子どもの育ちのことを考えると両方の資格が要るんだという議論でそういうことになっているわけですので、保育士資格をゆるくしていただくということは、この保育所制度にとっては根幹部分ですので、そこをないがしろにすることはできないと思います。

○八田座長 そういう基準を議論する会議から、既得権を持った人は排してやっていますか。ちゃんと客観的な人だけでやっていますか。あるいはそれを使うユーザーの株式会社とかそういう人たちを入れてやっているのか。要するにこれは既得権のかたまりですから、そういう人たちに決めさせてはいけない。例えば、保育士養成学校にそういうことを議論されていたらとんでもない話ですね。そういうことをやっているのではないですか。

○朝川課長 法案は国会でも議論していただいているし、その後、子ども・子育て会議というものが内閣府に置かれていますが、これは株式会社の人も入っていますし、色々な人が入っている検討会議で、子どもの保育施設の質の確保のためには、こういう保育士の資格というのは非常に重要である。そういう議論がされています。

○八田座長 そのときに使われた科学的な根拠を知りたいというのが、原委員のポイントだと思います。要するに今の法律にあるからとか、どういうプロセスで決まったからというはどうでもいいから、そのときの議論の根拠になった実証的な数値あるいはきちんとした評価、アンケートとかそういうものです。そういうものが見たいというのが原委員の議論だと思います。

○朝川課長 しかし、人に物を教える人の水準を確保するには、やはりある程度専門家、これは学者たちですけれども、この世界の専門家がこういう科目を履修した人がなるべきであるというものがあつてしかるべきだと思うのです。そういうものを経て保育士の資格というものは出来上がっていますので、そこが英知を結集した今の保育士の体系であるということだと思います。

○原委員 あってしかるべきの話はもうよくて、厚生労働省のおっしゃるような質の担保が最低基準を満たさない限りできませんというのであれば、最低基準を今、満たしていないところについて質がどうなっているのかについての調査というのは、どなたがされているのですか。それは厚生労働省の責務なのか、あるいは都道府県の責務なのか、どちらなのですか。

○朝川課長 日頃日常的に保育の事故を起こさないとか、そういうことも含めて指導監督しているのは地方自治体です。それはそういうことを通じて質の担保をしていただいているが、制度を作っているのは厚生労働省です。厚生労働省としては保育指針を策定したり、そういうことで多様な観点から質の確保の対策を講じてきているわけです。その一つのあり方として、保育士というのはどういう養成課程を経てきた人が保育所で働く人にふさわしいのかということを議論しながら作られている制度ですので、そういう過程で保育の質についての担保をしてきているということです。

○原委員 だから、そう思っていましたのところは結構なので。

○朝川課長 思っていましたではないです。そういうプロセスを経ないと議論にならないではないですか。

○原委員 私がずっと聞いているのは、八田座長も言われているように質の担保が本当にできていないのですか。それはどうやって確認されたのですか。その1点です。

○朝川課長 質の確保といったときにおっしゃっていることの意味合いですけれども、幼児期の教育というのは即その瞬間に何か効果が出てくるというものではなくて、大きくなつていってその効果が出ていくものなので、その時点で何か質を評価しなさいというのは難しいから、だからこそ教える人の資格について担保をしていきましょうというのが今の仕組みだという、そういうことでございます。

○八田座長 言い換えると、認証保育園、現行のものは今はよく見えるかもしれないけれども、将来にわたっては子どもに悪影響を与える制度である。これは甚だ不備な制度であるということですね。

○朝川課長 質の確保の観点からは、国の制度としては十分でないと見えるということです。

○八田座長 子どもにとってよくない制度であるというふうにお考えなのですね。

○朝川課長 質の担保が不十分な制度になっているのではないか。したがって、認可保育所になってほしいということを申し上げてきています。

○八田座長 したがって、認証保育園は質が低いから子どもにとってよくない制度である。だからこそ認可保育園になってもらいたいということですね。

○朝川課長 認可保育所という一定の質が確保されたものになっていただきたいということでございます。

○原委員 最低基準を満たさないとどういう危険性があるのかというの、どういう整理がなされているのですか。それをお示しいただきたいのですが。

○八田座長 そんなものはないのです。なくて言っているだから。だから規制でやってはいけないです。

○朝川課長 規制のない世界はないわけで、特に子どもの育ちという非常に重要な時期の質を担保する話ですので、そこについてここに関係している学者などが英知を結集して、保育士というのはどういう教育をすれば保育士としてふさわしい資格なのかということを考えていただいて資格制度というものができているわけですので、その資格制度を否定してしまったら。

○八田座長 必要な規制は行わなければいけません。だからその必要性の根拠を示してくださいと言っているわけです。実際に認証保育園より認可のほうが優れているという、学者が示したその実証研究の根拠を示してください。

○朝川課長 繰り返しになりますけれども、実証研究の意味しているところですが、すぐ子どもの何かに影響が出てくるという、そういう類のものではありませんから、それは学

校だってそうです。

○八田座長 規制している根拠である以上、何らかの長期的な調査をやっているわけでしょう。私の考えだけでやっているというわけではないでしょう。

○朝川課長 私の考えでやっているわけではありませんが。

○八田座長 勝手な思い込みでやっているわけではないでしょう。

○朝川課長 ですからそれを、淵源をさかのぼれば法律がそういう仕組みを作り、その法律に基づいて保育士というのはどういう人がなるべきかということを保育士資格の養成課程を検討し、そういうことで担保する。それは何か一見して明らかな基準があればいいですけれども、アウトカムで、そういうものではないので。

○八田座長 両親からの評判とか、事故率とか色々あると思います。

今日の議論は、まず2回試験する方向に関しては、かなりある程度色々な探るべき余地があったと思いました。住所でやることについて自治体がどの程度それで受け入れやすいと思っているかを含めてです。

さらに、ここのポピングズのような考え方には自治体自身がどういう必要性を感じているか。それは検討してみる必要があると思います。

認可保育所の要件緩和は、長いこと議論されてきた根本的な問題で、我々としては国家戦略特区にふさわしい実験課題だと思って提案しているわけです。これに関しては追加して御検討していただきたいと思います。その際には、その結果を是非教えていただきたいと思います。

この問題は、場合によっては、政務まで上げる必要があると思います。そういう性質のことではないでしょうか。事務局にもそういう観点から今後、御意見を伺って、進め方を考えていただきたいと思います。

どうもお忙しいところありがとうございました。